資料2-1

国立保健医療科学院の評価結果等について

O	機関	評個	新に	関	する	5月	4	科	学	蕃	義	会	^	の	報	告	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	PI
0	国立	保係	建医	療	科与	学院	$\partial \sigma$)沿	革	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	Р9
0	国立	保係	整	療	科与	学院	ŧσ,	事	業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•		•	•	•	P10
0	国立	保優	医	療種	斗与	之院	謎	織	义	-	•	•	-	-	•	•	•	-	-	-	-	•	•	•	•	•	•	P11
0	評価	報告	書	•			-	•	-	•	•	•	•	-	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	P12

機関評価に関する厚生科学審議会への報告

1 国立試験研究機関等名称

国立保健医療科学院

施設長:

院長篠崎英夫

2 機関評価体制

2-1 機関評価委員会名

国立保健医療科学院評価委員会

茂

久 道

2-2 評価委員会委員名簿

委員長

委 員 相澤好治 北里大学医学部長 井 部 俊子 聖路加看護大学学長 角 野 文 彦 滋賀県東近江保健所長 紀伊國 献 三 財団法人笹川記念保健協力財団理事長 岸 玲 子 北海道大学大学院医学研究科教授 毅 倉 田 富山県衛生研究所長 吉 村 健 清 福岡県保健環境研究所長

渡 邊 昌 独立行政法人国立健康・栄養研究所理事長

財団法人宮城県対がん協会会長

(任期:平成19年9月1日~平成20年3月31日)

2-3 評価対象年度

平成17年度~平成19年度 (機関全体)

2-4 機関評価の実施経過

(実施時期)

(実施内容)

平成19年 7月 1日 「国立保健医療科学院機関評価・研究者評価実施要 領」及び「国立保健医療科学院評価委員会規程」 を策定 平成19年 9月 評価委員会委員(外部有識者9名)を委嘱 1日 平成19年 9月13日 機関評価関係資料を委員に事前配付 平成19年10月 3日 第1回評価委員会を開催 ・科学院の運営・活動状況について審議(全体 会議) ・各研究部の運営・活動状況について説明聴取 及び審議 (3系統別会議) 平成19年10月26日 各委員から評価結果、意見を提出 平成19年11月15日 内部評価小委員会を開催 ・各委員の評価結果、意見を集約 平成19年12月 5日 第2回評価委員会を開催 ・評価報告書(案)を審議 平成20年 1月30日 院長へ評価報告書を提出 平成20年 5月27日 厚生科学審議会への報告書提出

3 評価結果

3-1 教育研修に係る評価結果

3-1-1 教育研修の状況と成果について

- 保健医療、生活衛生、社会福祉など公衆衛生の基盤となる広範かつ多くの 分野コースを継続して実施しており、関連する行政施策に携わる公務員等の 資質の向上に大きく貢献している。また、特定研修の充実、遠隔研修の導入、 発展途上国の公衆衛生従事者等を対象とする国際保健研修の充実なども高 く評価できる。
- 近年、自治体の厳しい財政事情や職場環境等を背景に、一部の長期研修で受講者数の減少傾向が見られるので、地域のニーズ等に留意しつつ各コースの定員の見直しや課程の統廃合等を検討する必要がある。また、遠隔教育の充実等に努めるとともに、自治体職員の活用等による外部講師の確保等についても検討を進めるべきである。

3-1-2 教育研修の分野・課程等の選定について

- 引き続き個々の研修の効果に関する追跡調査等の充実を図り、地域のニーズの把握に努めるとともに、選定プロセスの明確化を図りつつ、教育研修の分野・課程・内容の選定を的確に進めていく必要がある。
- 特定研修については、厚生労働省との連携のもとに、緊急性の高い課題を 迅速に取り入れ、研修数及び受講者数ともに増加していることは評価できる。 引き続きこれらの研修の充実に努めるとともに、時代を先取りするテーマを 自主的に発掘し、新たな研修を企画・提案していくことを検討する必要があ る。
- 自治体職員が長期研修を受講することが難しくなっている状況にかんがみ、対応方策を幅広く検討する必要がある。また、事務職員を対象とした研修は、公衆衛生活動への理解を深めるために効果的であり、今後も継続されるよう期待する。
- 病院管理に関する研修については、職種別の研修にとどまらず、他機関では困難な様々な研修の実施について検討するとともに、関係する非営利法人等との合同研修の導入や事務長研修の回数の増等について検討すべきである。また、引き続き医療安全に関する研修の充実に努めるとともに、介護施設の管理等に関する長期研修の実施についても検討を進める必要がある。

3-2 調査研究に係る評価結果

3-2-1 調査研究の状況と成果について

- 保健医療、生活衛生、社会福祉に関する幅広い政策的調査研究が活発に行われ、この分野の学術的進展、政策への反映等に寄与しており全体として概ね評価できる。引き続き科学院の目指すNew Public Healthの考え方を基調としつつ、さらに充実に努める必要がある。
- 全体的にその対象領域の広さや課題の多さと比較して研究スタッフが少なく、かつ、研究部、研究者によってその業績にばらつきがある。今後、さらに調査研究活動の充実を図るために、研究部の枠を越えたプロジェクトチーム等によるグループ研究体制の導入や他機関等との連携等を進めることにより競争的環境の醸成を検討すべきである。
- 調査研究に係る発表論文の質の確保の観点からCitation indexなど客観的 数値を示すことを検討していくべきであるが、その際、政策提言等の機能に

対応するための、いわばCitationがつきにくい調査研究等についても正当に 評価されるよう留意する必要がある。

3-2-2 調査研究の分野・課題の選定について

- 政策的調査研究や行政政策支援型研究に加え、保健医療福祉の将来を見据 えた萌芽的研究や政策提言型の調査研究も行われるべきであり、国民生活に 根ざした国民の求める調査研究課題を適切に取り上げるための組織的な対 応の在り方についても検討を進める必要がある。
- 研究課題によっては、複数の研究部にまたがるもの、似たような研究課題 をばらばらに扱っているものが見受けられる。研究者の専門性を生かし、院 内共同研究やプロジェクトチームの導入など各研究部の連携の強化を図る とともに、確かなポリシーの下で方向性を見極めつつ、研究課題の選定、整 理が行われる必要がある。

3-2-3 研究資金等の研究開発資源の配分について

- 競争的研究費による調査研究については、教育研修活動の状況や基盤的研究 及び重点研究の実施状況等を勘案しつつ必要な競争的研究費の獲得に努め、 引き続き、積極的に推進する必要がある。
- 基盤的研究費及び重点研究費は、予算計上される研究部及び調査研究課題が限定され、かつ、予算額の減少傾向が続いている。これらの経費は、国の試験研究機関が持続的に担うべき基盤的課題や緊急課題等の調査研究に必要不可欠の経費として十分な予算措置が講じられるべきものである。今後、これらの予算の確保・充実に努めるとともに、基盤的研究等に共同研究等の形で参画する関係研究部に対しても所要経費が適切に配分されるよう配慮する必要がある。

3-3 組織に係る評価結果

○ 各研究部の業務の内容に重複が見られるなど整合性が欠けている。また、 一部の研究部においてその名称と活動内容が合っていないなど、それぞれの 役割分担の見直しや整理が必要と思われる。

また、教育研修や調査研究の方針について、戦略的かつ総合的に検討し、決定していくための企画調整機能が十分に発揮されてきたとは言い難い。

科学院の教育研修、調査研究の在り方について検討を行ったうえで、組織体制の再編に向けた周到な準備を進める必要がある。

3-4 施設設備、情報基盤に係る評価結果

○ 教育研修及び調査研究を支える講義室や研究室、図書館等の施設、講義のための各種の装置や研究機器等の設備及び情報基盤については、庁舎整備の進行に伴って相当充実されている。引き続き、ニーズの把握に努めながら計画的な整備を進めるとともに、今後の教育研修、調査研究活動にこれらが充分に活用されるよう期待する。

3-5 知的財産権取得の支援、倫理規定・危険物等管理規程の整備等研究支援 体制に係る評価結果

- 倫理委員会の審議手続やシステムは研究者の利便性が考慮され、また、危険物等管理委員会などもよく機能しており、研究支援体制は概ね整備されている。
- 研究費の不正使用等の防止や、研究上のいわゆるFFP(捏造Fabrication、 改ざん・粉飾Falsification、盗用Plagiarism)に関する注意を喚起するため、 いわゆる「研究者行動規範」、「研究者の作法」等を作ることを検討すべき である。また、Conflict of Interestsについて、厚生労働省における検討状況 を踏まえつつ、関連する学会や他機関と協力するなどして、必要なガイドラ インを作成することについても検討して欲しい。

3-6 共同研究、国際協力等の状況に係る評価結果

○ 共同研究、WHOやJICA等を通じた国際協力については、いずれも積極的に行われていると評価できるが、さらに自治体との共同研究の実施やWHO-CC(Collaboration Center)と連携した共同研修や研究の実施、WHO本部や西太平洋地域事務局(WPRO)以外のルートを通じた国際協力、海外からの研究者招聘などの事業についても、引き続き、積極的に取り組む必要がある。

3-7 研究者の養成及び確保並びに流動性の促進に係る評価結果

○ 任期付研究員の採用が増加しており、研究職員の流動化も図られているが、 引き続き、研究者の流動性を高める努力をすべきである。また、ポストドク ターの招聘や流動研究員の正規職員化等により若手の研究者の増加を図る べきである。

なお、研究者の流動性がさらに高まることに伴って、科学院の研究者が共

有すべき理念や使命感が希薄化することがないよう、科学院内部における研究者の育成に十分留意することが重要である。

○ 教育研修、調査研究に加え、社会活動や管理業務への貢献の要素を含む新たな評価要領によって、今後、適切な研究者評価が行われ、各研究者の能力向上や教育研修・調査研究活動の活性化等が図られるよう期待する。なお、この研究者評価の実施のために研究者が過重な事務的負担を強いられることがないよう配慮する必要がある。

3-8 社会への貢献に係る評価結果

- 自治体が独自に開催する種々の研修や講習に、科学院の職員を講師として派 遣する事例が増えており、こうした研修等の充実に大きく寄与している。引 き続き、科学院における教育研修、調査研究に重大な影響を及ぼさない範囲 で自治体の講師派遣要請に応ずることが必要である。
- 図書館が、WHOレファレンス・ライブラリーの指定を受け、一定の役割を果たしていること、また、厚生労働科学研究の報告書の検索システムが整備され、全ての研究報告書について、公開やコピーの提供等により研究成果の共有化や還元が進められていることなどは評価できる。今後、科学院の活動を全国の大学や研究機関、市民団体などに周知していくため、マスコミを含めた一般社会への戦略的な情報発信についても検討する必要がある。

3-9 その他の特記事項

3-9-1 機関評価の手法について

○ 機関評価における評価方法を、独立行政法人の例にならい、まず科学院内部で、3年間の目標に対してその間にどういう取り組みがなされ、どのような課題が残ったかということを評価し、その結果に基づいて評価委員会が評価を行うという手法に変更することを含めた見直しを行うよう提言する。

3-9-2 研究費交付業務 (Funding Agency) に係る事務

○ 現在、科学院において試行的に行われている厚生労働科学研究費補助金の 交付業務の実施 (Funding Agency) が、今後、本格実施される場合には、単 に研究費の交付事務等のみを担うのではなく、保健医療福祉分野の専門機関 としての立場から、各研究費の調査研究方針の企画や応募課題の評価・選定 等に主導的に関わっていくことが重要であり、また、そのために必要な体制 の整備を検討する必要がある。

別記

対 処 方 針

評価報告書において示された運営の改善に係る指摘事項については、以下の基本的な方針のもとに、積極的に改善に取り組む。

1. 教育訓練体系の抜本的見直し等について(注)

(1)教育訓練区分の再編等

評価報告書における指摘の趣旨を踏まえ、行政及び地域のニーズ等に十分に留意しつつ、課程の統廃合を含む教育訓練体系の抜本的な見直しを行っていく。その第一段階として、研究課程、専門課程、短期研修及び国際協力研修の4区分からなる新たな体系を再構築するとともに、各課程の定員の変更等を行った。(平成20年4月1日「教育訓練規程(訓令)」を改正。)

引き続き、長期課程及び短期研修の整合性を保ちつつ、教育訓練区分の再編、充実を進める。

(注) 国立保健医療科学院機関評価・研究者評価実施要領の改正により「教育研修」は「教育 訓練」に改められた。

(2) 短期研修、遠隔教育の充実等

厚生労働省関係部局との緊密な連携の下に、研修テーマの選定プロセスの明確化を 図り、行政ニーズに的確に対応した新たな短期研修の提案や既設の研修の改廃等を推 進する。また、引き続きインターネットを活用した遠隔教育の拡大、充実に努める。

2. 調査研究活動の充実について

(1)調査研究の総合的な企画・調整の促進

院内に「研究委員会(仮称)」を設置し、調査研究活動の総合的な企画・調整の促進を図る。この委員会は、企画調整主幹と共同して、保健医療、生活衛生、福祉の将来を見据えた科学院としての明確なポリシーを確立した上で、研究の企画、課題の選定・調整、各研究部や他機関の研究者との連携等について審議するとともに、調査研究論文の質の確保に資する方策等についても検討する。

(2)機動性に富んだ研究体制の構築等

行政ニーズに直結した広範多様な調査研究課題に、研究者の専門的能力を機動性を保持しつつ結集し、迅速かつ適切に対応するため、部横断的な研究体制のグループ化や他機関との共同研究等を積極的に進める。さし当たり、基盤的研究においてプロジェクトチーム化を導入するとともに、「特定健診・保健指導」の開始など直面する行政課題に対応するため、広く研究者を集めた研究プロジェクトチームを編成し、積極的に調査研究を推進する。

3. その他

(1) 組織改編に向けた検討

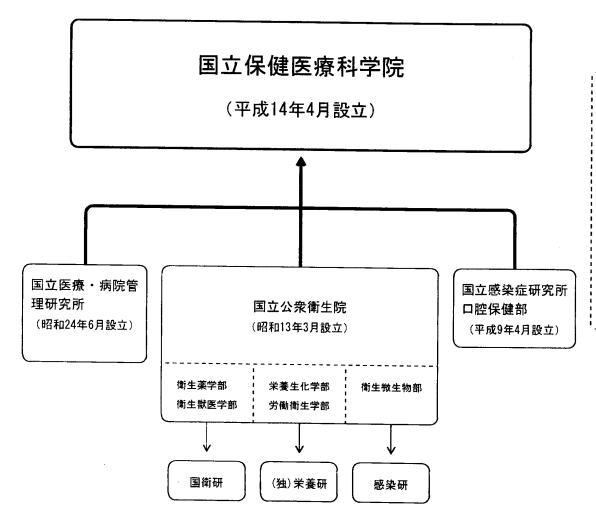
科学院の教育訓練及び調査研究について、その目指すべき中長期的な将来の方向性を明確にし、その達成のために相応しい組織の在り方について検討を行う。このため、教務会議や関係委員会における教育訓練業務の評価・検証活動を一層充実させるとともに、新設する「研究委員会(仮称)」における調査研究の総合的な企画・調整作業を着実に実施していくことを通じて、現在の組織・体制に由来する諸課題を的確に解明し、具体的かつ実効ある解決方策を見いだすこととする。

(2) その他

評価報告書の指摘を踏まえ、機関評価の手法について、予め内部委員による自主的 評価を行うこととするための実施要領の改正を行ったほか、研究費の不正使用の防止 等のための内部規定を整備した。

このほか、引き続き、多方面にわたる国際協力、研究者の養成・確保や流動性の向上、戦略的な情報発信の在り方、研究活動における不正行為の発生予防の方策等の検討を行う。

国立保健医療科学院の沿革



参考「厚生労働省組織令(抜粋)」

- 第138条 国立保健医療科学院は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 1 保健医療事業又は生活衛生に関係する職員 その他これに類する者の養成及び訓練並びに これに対する保健医療及び生活衛生に関する 学理の応用の調査及び研究(疾病の診断及び 治療に係るものを除く。)を行うこと。
- 2 社会福祉事業に関係する職員その他これに 類する者の養成及び訓練並びにこれに対する 社会福祉に関する学理の応用の調査及び研究 (保健医療及び生活衛生に関連するものに限 る。)を行うこと。

9

国立保健医療科学院の事業

教育訓練

研究課程

·高度の専門技術指導者の養成 (3年 定員7人)

専門課程│

·専門技術指導者の養成 (1~2年(I,I)、3~6月(Iの一部、II) 各30人)

短期研修

- ・現任専門技術職員の職域別生涯教育
- ·厚生労働行政施策の特定課題研修 (2日〜6週間 年間70〜80コース) (10〜200人)

国際協力 研修

·開発途上国の公衆衛生人材育成 (40人)

(修了者数 約4,800人)

遠隔教育

調査研究

- 〇一般会計予算による調査研究
- ・医療システム分析・評価事業
- ・医療安全管理等に関する研究
- ・有効な介護予防のための保健事業の開発、 実施、評価支援に関する調査研究事業
- ·浄水処理技術評価研究事業
- ・基盤的研究 など

(約1億5千万円)

- ○競争的研究経費による調査研究
- •厚生労働科学研究費補助金
- ·文科省科学研究費補助金
- ・財団助成金 など

機関経理

(約3億5千万円)

行政施策支援

- ·電子図書館(厚労科研費報告書公開)
- ・臨床研究登録情報の検索ポータルサイト
- ・健康危機管理支援情報システム
- ·厚生労働科学研究費の配分機能(FA) など

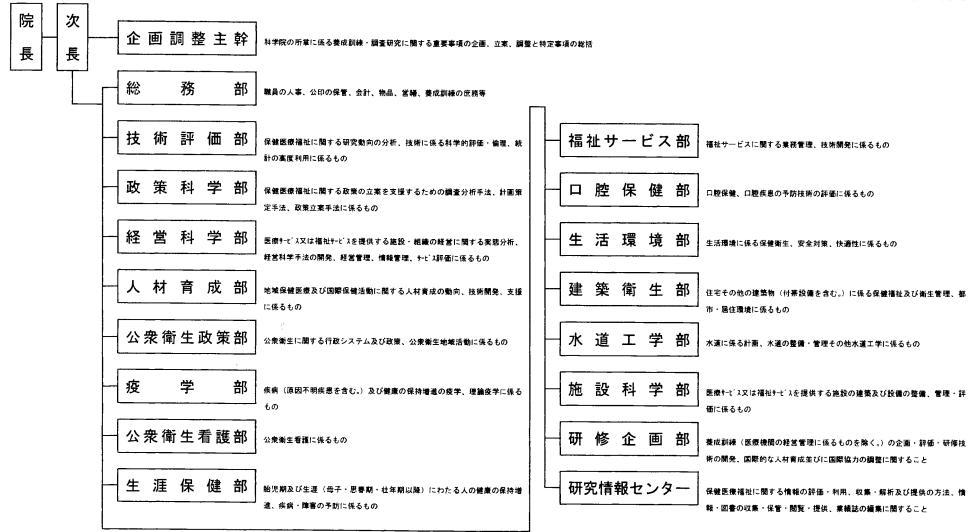
○企画立案への参画・政策提言

国際協力

WHO協力機関

国立保健医療科学院組織図

平成20年5月1日現在



定	指 定	行(一)	行(二)	研究	合 計
員	(2)	(34)	(2)	(84)	(122)
	2	34	2	82	120

(注)括弧書きは、平成20年10月1日現在の定員である。